

志木市で3人目の「市民後見人」が誕生しました。

志木市成年後見支援センターが実施している市民後見人育成事業において、平成28年3月5日付けで、本市で3人目の市民後見人が誕生しました。

今回、市民後見人に選任されたのは市内在住の60歳代の女性で、志木市成年後見支援センター権利擁護人材バンクに登録し、権利擁護をはじめとした様々な地域活動に活躍されています。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられますが、今回は、これまでの「後見人」としての受任と異なり、保佐類型にあたる「保佐人」としての受任となります。このことから、本人の意思をより尊重し、本人のもつ力をより引き出せるような支援が求められるものです。

なお、市民後見人の成年後見監督人には、志木市社会福祉協議会が選任されています。

1 市民後見人とは

認知症高齢者や障がい等で判断能力が低下した人たちを支える成年後見制度。その新たな担い手として注目されているのが市民後見人です。

市民後見人は「被後見人等の生活のために、身近で、同じ市民の立場から本人に寄り添い、きめ細かな支援を行う存在」との期待が寄せられています。

2 市民後見人誕生までの経過

本市では、平成24年12月から志木市成年後見支援センター事業を志木市社会福祉協議会へ委託し、積極的に市民後見人の育成に取り組み、平成25年9月には、県内初の市民後見人が本市で誕生するなどの実績を上げてきました。

こうしたセンターや志木市社会福祉協議会によるバックアップ体制の充実と本人のこれまでの経験が評価され、今回の受任へと至りました。

3 住民参加型の権利擁護体制を目指して

センターでは、さらなる社会貢献意識の高い市民後見人の育成と住民同士の助け合いとなる地域における権利擁護体制の構築のため、成年後見制度講演会や市民後見人養成講座、個別相談会や制度説明会を実施しています。

記者発表資料

平成28年3月17日

担当者／健康福祉部 高齢者ふれあい課

いきがい支援グループ

主査 貫井 なおみ

電話番号／048-473-1111

内線2424

担当者／志木市成年後見支援センター

所長 佐々木 明子

電話番号／048-486-5130

志 木 市